

第 1 5 回阿蘇地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和 7 年（2025年） 3 月 1 0 日（月）
午後 7 時～（ 1 時間半程度）

場 所： 阿蘇地域振興局 2 階 大会議室

I 開 会

II 議 事

- 1 第 8 次熊本県保健医療計画阿蘇保健医療圏の進捗状況について 【資料 1】
（医療機能の適切な分化と連携、外来医療に係る医療提供体制の確保）

III 報 告

- 1 新たな地域医療構想の検討状況について 【資料 2】
- 2 地域の実情を踏まえたデータ分析について 【資料 3】
- 3 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料 4】

IV 閉 会

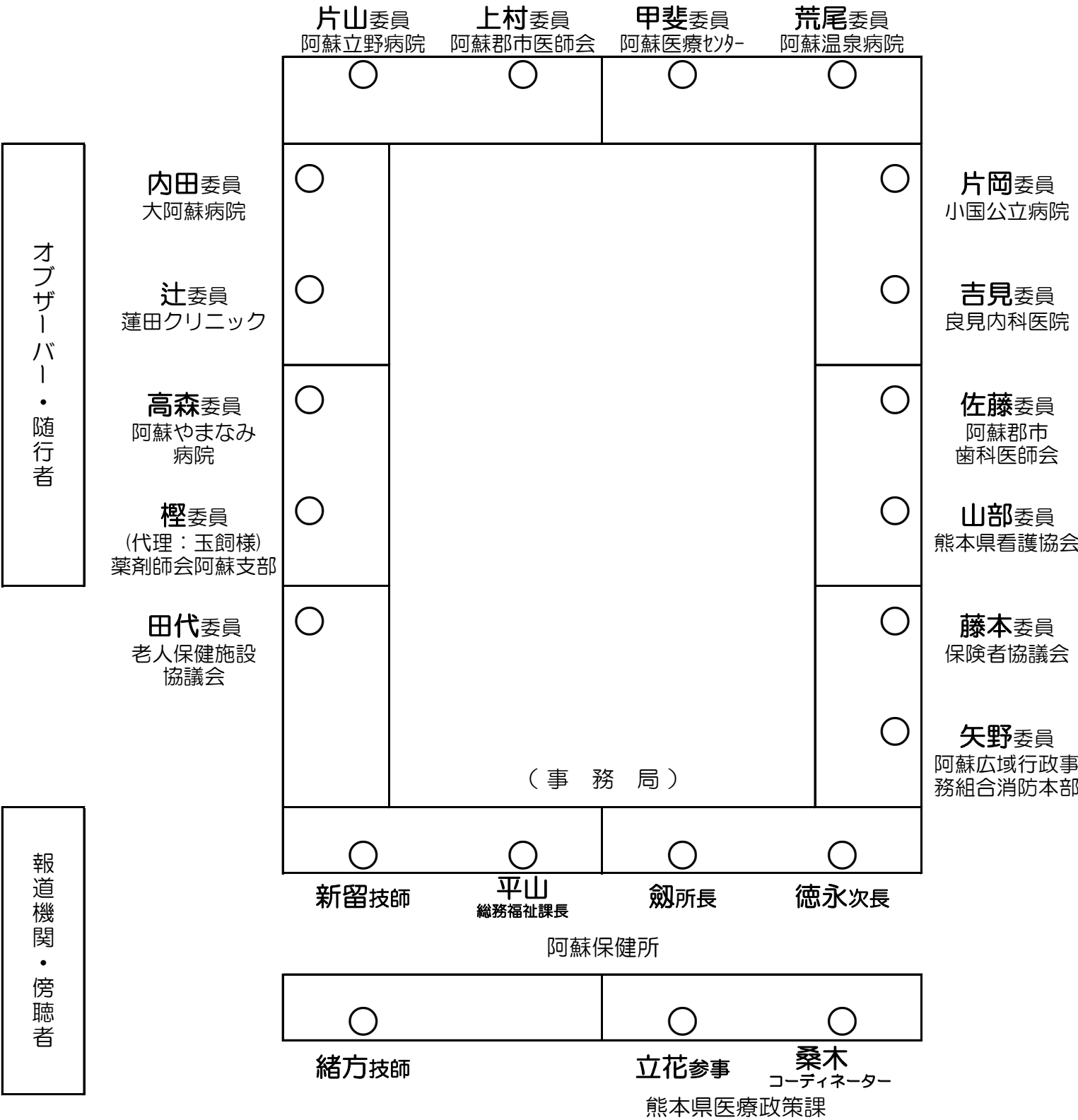
阿蘇地域医療構想調整会議委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
1	荒 尾 慎 治	回復期機能を担う医療機関代表 (阿蘇温泉病院 医局長)	
2	上 村 晋 一	一般社団法人阿蘇郡市医師会 会長	
3	内 田 太 郎	慢性期機能を担う医療機関代表 (大阿蘇病院 院長)	
4	甲 斐 豊	一般社団法人阿蘇郡市医師会 理事(地域医療構想担当) 公的病院(阿蘇医療センター 院長)	
5	檜 智 廣	公益社団法人熊本県薬剤師会阿蘇支部 支部長 (ファミリー薬局)	(代理) 熊本県薬剤師会阿蘇支部 副支部長 玉飼 博之
6	片 岡 恵 一 郎	在宅医療機関を担う医療機関代表 (小国公立病院 病院事業管理者) 公的病院(小国公立病院 病院事業管理者)	
7	片 山 幸 広	急性期機能を担う医療機関代表 (阿蘇立野病院 院長)	
8	草 村 大 成	阿蘇市町村会 会長 (高森町長)	欠席
9	佐 藤 俊 一 郎	阿蘇郡市歯科医師会 会長 (佐藤歯科クリニック 院長)	
10	高 森 薫 生	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (阿蘇やまなみ病院 理事長)	
11	田 代 元 樹	熊本県老人福祉施設協議会代表 (特別養護老人ホーム 梅香苑 施設長)	
12	辻 龍 也	診療所代表 (蓮田クリニック 院長)	
13	藤 本 哲 哉	保険者協議会が推薦する保険者 (熊本県市町村職員共済組合 事務局長)	
14	矢 野 和 彦	阿蘇広域行政事務組合消防本部 警防課長	
15	山 部 か お る	公益社団法人熊本県看護協会 理事 (阿蘇医療センター 看護部長)	
16	吉 見 賢 宣	診療所代表 (良見内科医院 理事長)	

第15回阿蘇地域医療構想調整会議 配席図

日時：令和7年（2025年）3月10日（月）19:00～
場所：阿蘇地域振興局2階 大会議室



阿蘇地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、阿蘇構想区域（以下「構想区域」という。）に阿蘇地域医療構想調整会議（以下「阿蘇地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 阿蘇地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 阿蘇地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 阿蘇地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、阿蘇地域調整会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 阿蘇地域調整会議は、議長が招集する。

2 阿蘇地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

3 議事は、出席委員の過半数の賛成を以て決する。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、阿蘇地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(部会)

第7条 阿蘇地域調整会議の下に、阿蘇地域医療構想調整会議検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

2 検討部会の構成員は、阿蘇地域調整会議において、阿蘇地域調整会議の委員の中から選定する。

3 検討部会は、阿蘇地域調整会議の議長又は副議長が招集する。

4 議長又は副議長は、検討部会における意見をまとめて、阿蘇地域調整会議に報告する。

(庶務)

第8条 阿蘇地域調整会議の庶務は、熊本県阿蘇保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、阿蘇地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。